

# 奈良県立高等学校入学者選抜の基本方針

令和 2 年 4 月  
奈良県教育委員会

奈良県立高等学校における入学者選抜は、特色選抜、一般選抜、二次募集の枠組みで実施する。ただし、県立大和中央高等学校（定時制（三部制）課程及び通信制課程）入学者選抜については、別に定める。

なお、インフルエンザ等に罹患するなど、やむを得ない理由で特色選抜、一般選抜を欠席した者に対して、追検査を実施する。

## 1 特色選抜

### (1) 実施対象

全日制課程の専門学科、総合学科及び普通科の第 1 学年から定員を定めて募集するコース並びに県立高等学校適正化実施計画（平成 30 年 10 月 5 日策定）に係る学校の学科において実施することができる。

また、学校運営協議会の意見を受けて、県教育委員会が認めた学校・学科（コース）において実施する。

### (2) 検査

次のア及びイを実施する。

#### ア 学力検査

国語、数学及び英語（聞き取り検査を含む。）の検査を実施する。検査問題は県教育委員会が作成する。

#### イ 学校独自検査、面接及び実技検査

学校独自検査、面接及び実技検査の 3 種類の検査から選択して実施する。

なお、学校独自検査は、独自問題、口頭試問、自己表現に関するもの等、高等学校が独自に作成する検査とする。

### (3) 選抜資料等

ア 次の(ア)から(イ)を選抜資料とする。また、体育及び芸術に関する学科（コース）においては(エ)を選抜資料に加えることができる。

(ア) 各検査の得点

(イ) 調査書の「各教科の学習成績」

(ウ) 調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」（以下「調査書のその他の記載事項」という。）

(エ) 特技に関する記録の得点

イ 各高等学校は、各検査の得点の合計点（以下「検査成績」という。）、調査書の「各教科の学習成績」の合計点（以下「調査書成績」という。）及び特技に関する記録の得点の合計点に占める検査成績の割合を、3 割から 7 割の範囲内で定める。その際、学力検査の得点及び調査書の「各教科の学習成績」の取扱いを変えること（以下「加重配点」という。）ができる。

### (4) 合否の判定

検査成績、調査書成績及び特技に関する記録の得点の合計点の多い者から順に合格者とすることを原則とし、調査書のその他の記載事項を資料として総合的に合否を判定する。ただし、各高等学校は、調査書のその他の記載事項において重視する事項をあらかじめ示し、特別に取り扱うことができる。この場合、当該事項を評価して調査書成績に加算し、各学科（コース）の特色選抜の募集人員の 2 割を上限として合否を判定する。

## 2 一般選抜

### (1) 実施対象

次のア及びイの学科（コース）で実施する。

ア 一般選抜で定員の全て又は一部を募集する学科（コース）

イ 特色選抜で合格者数が募集人員に満たなかった学科（コース）

(2) 検査

「国語、社会、数学、理科及び英語（聞き取り検査を含む。）」の学力検査を実施する。

なお、定時制課程及び(1)イの学科（コース）については「国語、数学及び英語（聞き取り検査を含む。）」の学力検査を実施し、加えて、面接、実技検査のいずれかを実施する。

(3) 選抜資料等

ア 次の(ア)から(ウ)を選抜資料とする。また、体育及び芸術に関する学科（コース）においては(エ)を選抜資料に加えることができる。

(ア) 各検査の得点

(イ) 調査書の「各教科の学習成績」

(ウ) 調査書のその他の記載事項

(エ) 特技に関する記録の得点

イ 各高等学校は、検査成績、調査書成績及び特技に関する記録の得点の合計点に占める検査成績の割合を、3割から7割の範囲内で定める。その際、学力検査の得点及び調査書の「各教科の学習成績」に加重配点を行うことができる。

(4) 合否の判定

検査成績、調査書成績及び特技に関する記録の得点の合計点の多い者から順に合格者とするを原則とし、調査書のその他の記載事項を資料として総合的に合否を判定する。ただし、各高等学校は、調査書のその他の記載事項において重視する事項をあらかじめ示し、特別に取り扱うことができる。この場合、当該事項を評価して調査書成績に加算し、各学科（コース）の一般選抜の募集人員の2割を上限として合否を判定する。

3 二次募集

(1) 実施対象

一般選抜で合格者数が募集人員に満たなかった全ての学科（コース）において実施する。

(2) 検査

面接を実施する。また、作文を実施することができる。

(3) 選抜資料等

ア 次の(ア)から(エ)を選抜資料とする。

(ア) 各検査の得点

(イ) 調査書の「各教科の学習成績」

(ウ) 一般選抜の学力検査の得点

(エ) 調査書のその他の記載事項

イ 各高等学校は、調査書の「各教科の学習成績」に加重配点を行うことができる。

(4) 合否の判定

検査成績、調査書成績及び一般選抜の学力検査の得点の合計点の多い者から順に合格者とするを原則とし、調査書のその他の記載事項を資料として総合的に合否を判定する。

4 追検査

(1) 実施対象

特色選抜、一般選抜を実施した学科（コース）のうち、インフルエンザ等に罹患するなど、やむを得ない理由で検査を欠席した受検者のいる学科（コース）において実施する。

(2) 検査

国語、数学及び英語（聞き取り検査を含まない。）の学力検査を実施する。

(3) 選抜資料

次の(ア)から(ウ)を選抜資料とする。

(ア) 検査の得点

(イ) 調査書の「各教科の学習成績」

(ウ) 調査書のその他の記載事項

(4) 合否の判定

検査成績、調査書成績及び調査書のその他の記載事項を資料として総合的に合否を判定する。募集人員を超えて合格者を決定することができる。

5 その他

帰国生徒等を対象とした特例措置、成人を対象とした特例措置及びその他入学者選抜に関する必要な事項については、別に定める。

附則

令和3年度入学者選抜から、この基本方針に基づいて実施する。